

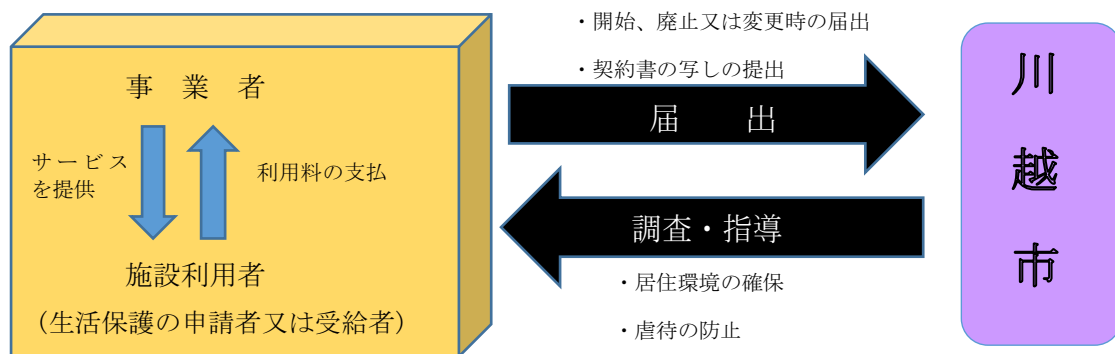
「川越市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」の改正について

1 現行の条例の目的

生活保護の申請者又は受給者を対象に、住居等や普段の生活に関するサービス※を提供する事業を行う場合において、

- ・その事業を行う者の不当な営利行為を防止
- ・サービス利用者の権利利益を擁護し、その自立を支援することを目的としています。

※生活に関するサービスとは、衣類や寝具等の日常生活に必要な物品等の供与や、食事の提供、金銭の管理その他の生活に関するサービスのことです。



2 条例改正の経緯

(1) 背景

平成30年6月に社会福祉法及び生活保護法が改正となり、「いわゆる貧困ビジネスへの規制強化」とともに、「単独で居住が困難な生活保護受給者を支援する仕組みの創設」など、無料低額宿泊所の制度が大幅に変わります。

(2) 理由

社会福祉法の改正を受けて、厚生労働省が令和元年8月に公布した省令『無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準』（以下「省令」という。）の内容は、本市の条例と重複する規定もあることから、これらを踏まえて条例を改正します。これにより、令和2年4月以降は、本条例が改正社会福祉法第68条の5第1項に規定する条例となります。

3 改正条例の内容

(1) 改正の考え方

原則として、省令で示された基準を条例に反映させる改正となります。

(2) 改正を予定している主な項目

ア 省令第12条第6項第1号ハ に関する基準

『一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43 m²以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難い場合にあっては、4.95 m²以上とすること。』の規定のうち、ただし書き以下を削除します。

これにより、令和2年4月以降は7.43 m²（4畳半程度）とし、ただし書の基準である4.95 m²（3畳程度）は規定しないため、改正後の適用はありません。

なお、省令施行以前から事業を営んでいる無料低額宿泊所に対する適用については、法の不遡及の原則を考慮し、附則等で別途規定を設けることを検討中です。

イ 省令第19条及び第20条 に関する基準

事業者が行う、入居者の『入浴の機会の確保』及び『状況把握』について、省令基準のとおり、原則1日1回とします。

ウ その他、現行の条例届出事業者に対する基準の見直し

ア及びイのほか、省令と同水準の基準を適用することを検討中です。

4 参考資料

(1) 川越市被保護者等住居生活サービス提供事業の業務の適正化に関する条例
（平成25年川越市条例第17号）

(2) 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）

【担当】

〒350-8601

川越市元町1丁目3番地1

福祉部 生活福祉課

電話：049-224-5784

FAX：049-224-6148